

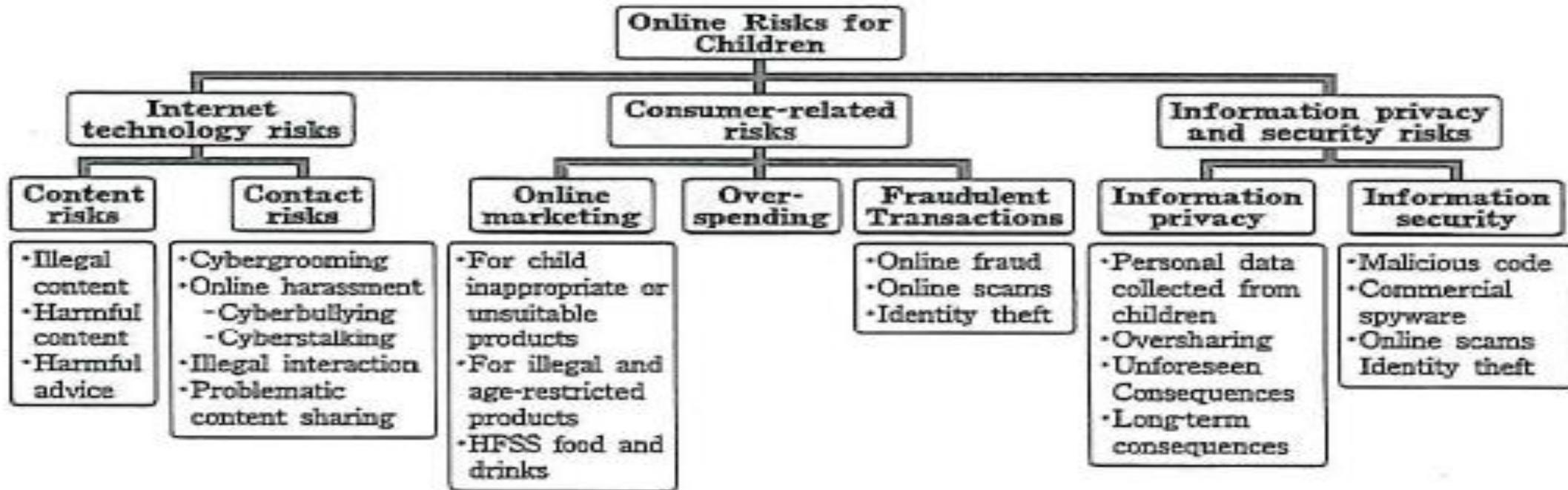
青少年のネット利用対策の再検討 (2021年OECD勧告を参照して)

虎ノ門南法律事務所
弁護士 上沼 紫野

1 2012年OECD勧告

ベースとなった2011年の報告書におけるリスク分析

The Protection of Children Online: Risks Faced by Children Online and Policies to Protect Them.”



(出典：OECD報告 Figure 7 Typology of risks)

1 2012年OECD勧告

2008年11月の日本提案を端緒として議論が進められた

Recommendation of the Council on the Protection of Children Online 概要

1 全ての関係者

a) 保護者及び子供への支援

(一義的な責任者は保護者、関係者は保護者を支援)

b) インターネットの利点と表現の自由等の尊重

c) 子供の年齢及び技術革新への柔軟な対応

2 政府の国内的取組

a) 明確な政策目標の策定によるリーダーシップ

b) 関係者による協調的対応の援助

c) 官民の複数の政策の整合性

d) 子供と保護者のインターネット・リテラシーの進化の定期的評価の推奨

e) 科学的根拠に基づく政策支援の推奨

f) ネット上の子供を保護する技術の開発等の推奨

3 政府の国際的取組

a) 国内機関の国際的なネットワーク強化

b) 国際指標の策定等政策の国際比較分析に向けた基盤整備

c) 啓発成功事例の共有等による地域・国際的取組の援助

d) 国際・国内の機関・取組の連携

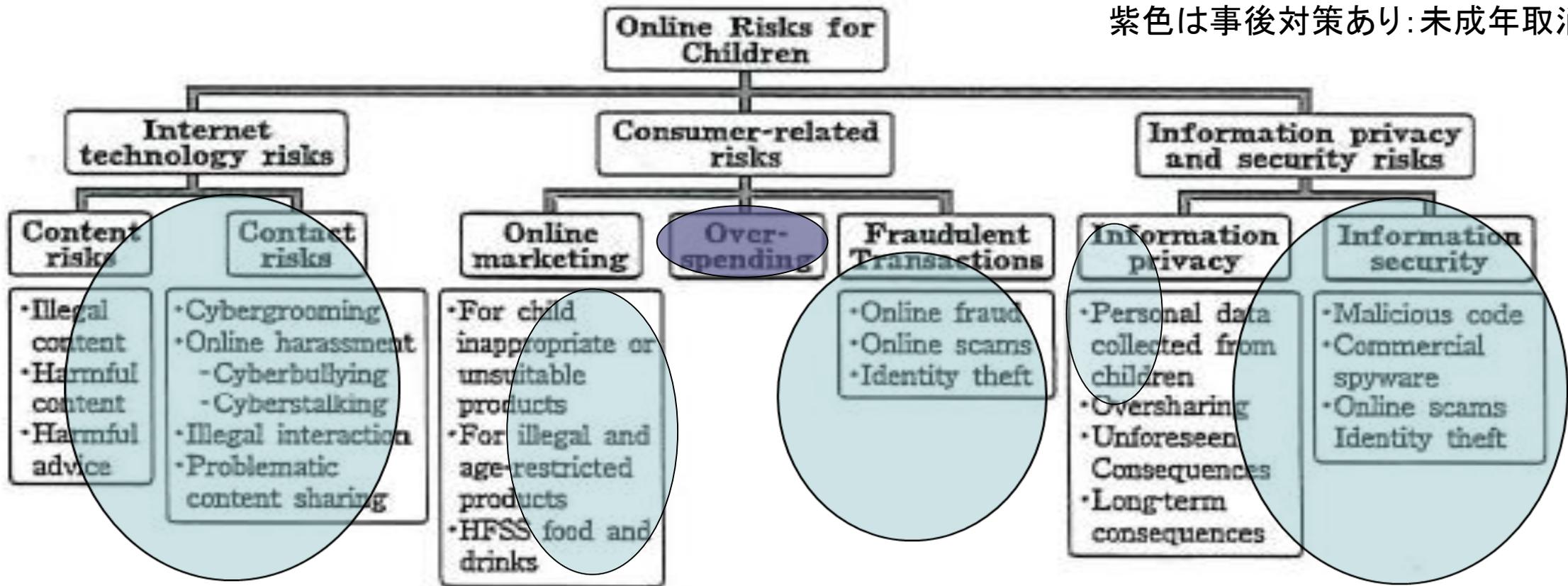
1 2012年OECD勧告

2011年報告におけるリスク分析と日本の対応

青少年インターネット環境整備法における対応分野

水色は事前対策あり:フィルタリング

紫色は事後対策あり:未成年取消



1 2012年OECD勧告

対応の分類

	青少年特有	成人でも問題だが 青少年への配慮が必要	成人でも対応が必要
予防的対策	<ul style="list-style-type: none">・コンテンツリスク・コンタクトリスク・児童に不適切・年齢制限のある商品	<ul style="list-style-type: none">・過剰消費・情報プライバシー（流出させないための方策）	<ul style="list-style-type: none">・情報セキュリティ
事後対策		<ul style="list-style-type: none">・過剰消費（未成年取消など）・情報プライバシー（削除などによる対処の可能性）	<ul style="list-style-type: none">・情報セキュリティ

2 2021年OECD勧告

(1) 2020年法的枠組みとポリシーの状況に関する調査 日本への言及

Table 1. Examples of specifically created statutory oversight bodies

Country	Oversight body	Responsibilities	Child specific
Australia	-Office of the e-Safety Commissioner -Established under the <i>Enhancing Online Safety Act (2015)</i>	General oversight of children in the digital environment, administers complaints scheme, accredits/trains educators, can direct the removal of online content & issue sanctions	No – but with a strong focus on children

(中略)

Japan	The Third Basic Plan on Measures for Providing Safe and Secure Internet Use for Young People 青少年インターネット環境整備基本計画(第三次)	Administered by the Headquarters for the Promotion and Development and Support for Children and Young People, Provides policy guidance for awareness raising activities for the ethical use of the Internet, and promotes voluntary efforts by citizens and business to protect children from harm on the Internet. 内閣府若者育成支援推進本部	Yes
-------	---	--	-----

2 2021年OECD勧告

(1) 2020年法的枠組みとポリシーの状況に関する調査

日本の状況

1.2.6 Technical measures: Filtering tools

インターネット環境整備法に言及

1.2.12 Measuring

ILASへの言及

2 2021年OECD勧告

(2)2021年リスクタイプの再検討に関する報告

Figure 1. Typology of Risks

Risks for Children in the Digital Environment				
Risk Categories	Content Risks	Conduct Risks	Contact Risks	Consumer Risks
Cross-cutting Risks*	Privacy Risks (Interpersonal, Institutional & Commercial)			
	Advanced Technology Risks (e.g. AI, IoT, Predictive Analytics, Biometrics)			
	Risks on Health & Wellbeing			
Risk Manifestations	Hateful Content	Hateful Behaviour	Hateful Encounters	Marketing Risks
	Harmful Content	Harmful Behaviour	Harmful Encounters	Commercial Profiling Risks
	Illegal Content	Illegal Behaviour	Illegal Encounters	Financial Risks
	Disinformation	User-generated Problematic Behaviour	Other Problematic Encounters	Security Risks

2 2021年OECD勧告

(2) 2021年リスクタイプの再検討に関する報告

	コンテンツ・リスク	コンダクト・リスク	コンタクト・リスク	消費者関連リスク
各リストの詳細	1対多のインターネット環境の中で、子供が受動的に受け取る又はさらされるコンテンツにまつわるリスク	子供が他の子供に生じさせるリスク	子供がデジタル環境に関わる際のリスク (性的人身売買、チャイルド・グルーミングも新たに含む。)	消費者としてのリスク (個人情報に基づきターゲットされることによるリスク)
横断的なリスク	プライバシー・リスク(個人間(保護者、友人)、機関(病院・学校等)、商業(データ追跡の商業利用)) 先進技術のリスク(例: AI, IoT, 予測分析、生体認証) 健康や幸福のリスク			
リスクの顕現	憎悪コンテンツ (誹謗中傷、差別等)	憎悪的な行動 (誹謗中傷、差別等)	憎悪的な遭遇	マーケティングリスク (違法・年齢に不適切な商品、ネイティブ広告、不透明なインフルエンサー・マーケティング等)
	有害コンテンツ (オンライン詐欺、暴力的・性的な宣伝等)	有害な行動 (ネットいじめ等)	有害な遭遇	商業的なプロファイリングのリスク (広告主によるソーシャルメディアの利用のデータの利用等)
	違法コンテンツ (児童の性的搾取、チロ行為の主張等)	違法な行動	違法な遭遇	財務リスク (デジタルアシスタントを通じた無意識の商品注文等)
	偽情報	ユーザーの生成による問題な行動 (セクスティンダ)	その他の問題な遭遇	セキュリティリスク (マルウェアを含むアプリ、フィッシングメール等)

4 今後の検討課題

1. リスクタイプに対する対応(現状)

事前: 水色 フィルタリング・セキュリティソフト・個人情報保護法

事後: 未成年取消

2. 青少年に特化した対応が必要か

カテゴリー	青少年特有	成人でも問題だが青少年への配慮が必要	成人でも対応が必要
コンテンツリスク	・有害コンテンツ	・ヘイトスピーチ等のコンテンツ ・フェイクニュース等のコンテンツ	・違法コンテンツ
コンダクトリスク	・コンダクトリスク		
コンタクトリスク	・コンタクトリスク		
コンシューマーリスク		・マーケティングリスク	・商業的プロファイリングリスク ・セキュリティリスク

4 今後の検討課題

3. 対応の有効性

薄い色は有効性に疑問がある部分

ex コンダクトリスクに対する事前対策はフィルタリング＝現状では使わせないと趣旨か？

他の事前対応：一部のSNSなどでの警告システムの応用はできないか？

事後対応も考えられる部分もあるのではないか？

コンダクトリスク：青少年自身の有害行動

検索エンジンなどにおける削除をより容易にするなどの対応はどうか？